

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330039

研究課題名（和文） EU消費者法のハーモナイゼーションー消費者法の現代的展開

研究課題名（英文） The Harmonization of EU Consumer Law: Recent Development of Consumer Law

研究代表者

鹿野 菜穂子 (KANO NAOKO)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：10204588

研究成果の概要（和文）：本研究において、私たちは、近年における EU 消費者法の新たな展開を調査・分析した。各種の重要な指令と国内法化につき分析を加えたが、その中でも特に、不公正取引方法指令の分析を通じ、表示・広告規制のあり方について深く検討を行った。また、消費者権利指令、欧州売買法規則案の検討を通じ、消費者法の体系化の意義についても検討を加えた。研究の一部は既に公表したが、平成25年度に、あらためて成果をまとめて公表することを計画している。

研究成果の概要（英文）：We have researched on the meaning and effect of the new developments in EU Consumer Law. We have especially examined effective ways of making the commercial practices fair, through an analysis of the Unfair Commercial Practice Directive. We also have examined the importance of the systematization of Consumer Law through an analysis of the discussion on the Consumer Rights Directive and the Commission's proposal for the Common European Sales Law Regulation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2011年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2012年度	2,300,000	690,000	2,990,000
年度			
年度			
総計	7,100,000	2,130,000	9,230,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：消費者法・EU法・契約法・法の平準化・集団的被害救済

1. 研究開始当初の背景

(1) 消費者法とそれに関する研究は、20世紀の最後の四半世紀において、世界各国において飛躍的な発展を遂げた。特に欧州共同体では、加盟国の消費者保護の推進と消費者法の平準化が積極的に図られてきたが、それは

世界的な波及効果を持ち、日本の立法にも大きな影響を与えた。

(2) さらに、今世紀に入り、EUにおいては、従来の対処療法的な立法措置の限界が強く認識され、より統一的な消費者法の実現へ向けた大きな動きがあった。完全平準化 (full

harmonization) や水平的指令の必要性や共通一般私法（特に共通売買法）の必要性に関する議論なども、これに含まれる。

(3) 本研究のメンバーは、既に消費者法のグローバル化や、EU 消費者法に関わる研究を個々に進めてきたところであるが、日本における消費者法や民法の今後のあり方を検討するためにも、EU における消費者法をめぐる新たな動きについて、本格的な研究を行うことが必要であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、EU における自由な市場形成の促進という側面を意識しつつ、EU 消費者保護法の新たな動向を捉え、その意義と影響を分析・検討することを主要な課題とする。その際、各国の EU 指令の国内法化作業と、それによってもたらされた国内法への影響についても検討する。

(2) 本研究に関わる立法措置等は数多いが、本研究は、その中でも特に、①「消費者の権利指令草案 (COM(2008) 614 final)」の内容とそれを巡る議論を明らかにし、②EU の目的との関係で、当該指令草案をはじめとする近時の新たな動向が、どのような意味を持つのかを分析し、③EU における消費者法の平準化の可能性と限界について検討を加える。④これらの作業を踏まえて、消費者法の目的と機能について再検討を行い、日本の消費者法の将来にとっての示唆を得る。

3. 研究の方法

(1) 本研究の作業は、主に EU 法の分析検討と、各国法の分析検討から構成される。

(2) まず、条約における EU 消費者法の位置づけと変遷、欧州裁判所の判断、近年における重要な決議、消費者保護関連の個別指令等を検討し、さらに近年の新たな方針に基づい

て出された不公正取引方法指令、消費者信用指令、消費者の権利指令草案、共通欧州売買法規則案などの調査し分析を行う。

(3) また、EU のこのような政策および立法に対する各国の対応について調査し、各国の背景を踏まえながらその影響を検討する。

(4) これらの調査検討を行う際、従来の研究において築いてきた国際的なネットワークを活用する。

(5) また、日本における問題状況との関わりを常に意識し、最終的には、日本の消費者法の今後のあり方に関わる検討に結びつける。

4. 研究成果

(1) 本研究の初年度には、EU の消費者法全般にかかる近年の動向を調査した。また、海外から、消費者法および EU 法に精通して第一線で活躍している研究者を招聘して講演会・研究会を開き、特に近年 EU においても新たな展開が生じつつある集団的消費者被害救済制度について、意見交換を行った。これに基づき、日本型の集団的消費者被害救済制度として考えられる方向性と検討課題について、検討と提言を行った。

(2) 2 年目には、EU の消費者法に関わる近年の動きの中でも、特に 2005 年不公正取引方法指令がその後国内法に与えた影響、消費者の権利指令草案とその採択へ向けた動き、集団的消費者被害の救済に係る各国の動向などを中心に調査および検討を進めた。

また、スイス、フランス、ドイツなどから研究者を招聘し、リスボン条約と EU 消費者法、消費者法の法典化の意義、ヨーロッパ私法のモデルとしての国際私法のヨーロッパ化等のテーマについて、公開講演会を開き、意見交換を行った。

(3) 上記の(1)と(2)の研究の一部は、後掲の業績のうち、とりわけ、中田邦博・鹿野菜

穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（日本評論社、2011年）において公表した。これは、現在日本で行われている消費者関連立法の改正の検討においても、基礎作業として重要な意味を有するものである。

(4) 本研究の3年目には、全体の研究活動のまとめの作業にとりかかり、EUにおける法発展および議論と日本における問題や議論とを比較し、接合させる作業を進めてきた。他方で、オーストリア、スウェーデン、ドイツから研究者を招聘し、民法の現代化と消費者法の関係、北欧消費者法とEU法との関わり、集団的権利救済などのテーマについて、検討を行った。

(5) これらの作業を通じて、消費者の利益に関わる個別問題はもちろんであるが、大きくは、消費者法と一般私法との関係のあり方、消費者法の体系化の意義につき、考察を行った。現在、民法（契約関係）の改正および消費者契約法の改正に向けた提言も含めて、その成果をまとめ、平成25年度中に公表することを計画中である。

(6) 一方で、これらの期間を通じて『EU消費者法』の翻訳作業にも精力的に取り組んだ。これについては、当初、研究期間内に出版することを計画していたが、EU法の最近の大きな動きを入れた改訂を翻訳にも取り入れる必要性が生じたことから、期間内の出版は実現できなかった。しかし、平成25年度中には、公表する予定で作業を進めている。EU法の全体構造や組織についての、いわゆる公法に属する書物は従来から日本にも存在するが、本書の出版が実現すれば、それは必ずや、日本の消費者法、あるいはより広く私法にとって、貴重な基礎資料になる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計43件）

- 1・鹿野菜穂子「約款の透明性と組入要件・解釈・内容コントロール」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克己編『民法と消費者法』（法律文化社）3頁-32頁（2013年）（査読なし）
- 2・中田邦博「消費者法の視点からみた日本の売買法と民法改正」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克己編『民法と消費者法』（法律文化社）65頁-85頁（2013年）（査読なし）
- 3・寺川永「ドイツにおける消費者紛争ADRの現状と課題」鹿野菜穂子・中田邦博・松本克己編『民法と消費者法』（法律文化社）318-339頁（2013年）（査読なし）
- 4・鹿野菜穂子「契約における錯誤と情報提供義務 — 錯誤規定をめぐる近時の潮流（PECL, PICC, DCFR）と日本法」法学研究84巻12号371頁-403頁（2012年）（査読なし）
- 5・中田邦博「Recent Problems of group rights protection for consumer law」"Collective Actions", ed. by Stefan Wrba, Steben van Uystel, Mathias Siems, Cambridge University Press, pp. 169-183.（2012年）（査読なし）
- 6・馬場圭太「ジュディット・ロシュフェルド『ヨーロッパ契約法の構築とフランスにおける改正案への影響』」民商法雑誌145巻6号1頁-25頁（2012年）（査読なし）
- 7・鹿野菜穂子「集団的消費者被害の救済制度と民事実体法」消費者法3号12-16頁（2011年）（査読なし）
- 8・鹿野菜穂子「EU消費者法の展開」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（日本評論社、2011年）3-24頁（査読なし）
- 9・鹿野菜穂子「日本における広告規制と消費者の保護」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（日本評論社、2011年）213-237頁（査読なし）
- 10・鹿野菜穂子「EUにおける広告規制」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本

法』(日本評論社、2011年)253-266頁(査読なし)

11・鹿野菜穂子「イギリスにおける広告規制」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)320-334頁(査読なし)

12・鹿野菜穂子「集団的消費者被害の防止・救済制度」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)335-351頁(査読なし)

13・鹿野菜穂子「(翻訳)ラインハルト・ツインマーマン著：契約法の改革—ドイツの経験から」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)81-104頁(査読なし)

14・鹿野菜穂子「消費者と民事法」法学セミナー681号6-9頁(2011年)(査読なし)

15・鹿野菜穂子「消費者契約法(1)：総論・契約締結過程規制」法学セミナー682号66-70頁(2011年)(査読なし)

16・中田邦博・坂口 甲・高畠英弘(共訳)「(翻訳)マルティン・シュミットケッセル著：ヨーロッパ私法における契約解消と巻戻し」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)181~208頁(査読なし)

17・中田 邦博「契約の内容・履行過程と消費者法」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)25-48頁(査読なし)

18・中田 邦博「ドイツにおける広告規制」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)297-319頁(査読なし)

19・中田 邦博「(訳)ヨーロッパ私法における一般的法原則—ヨーロッパ的多層システムにおける統一的方法論のための試論」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と

日本法』(2011年)383-408頁(査読なし)

20・中田邦博「消費者法とは何か」法学セミナー681号2-5頁(2011年)(査読なし)

21・中田邦博「消費者契約法(2)：不当条項規制」法学セミナー683号98-103頁(2011年)(査読なし)

22・馬場圭太「フランスにおける広告規制」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)278-296頁(査読なし)

23・寺川永「(翻訳)ラヨシュ・ベーカーシュ著：ヨーロッパ消費者保護法とハンガリー私法の法典化」民商法雑誌144巻3号331-349頁(2011年)(査読有)

24・寺川永「(翻訳)ノルベルト・ライヒ著：ヨーロッパ契約法の平準化—特に消費者法に重点を置いて(上)(下)」現代消費者法11号70-85頁、12号79-89頁(2011年)(査読有)

25・寺川永「(翻訳)マルティン・シュミットケッセル著：ヨーロッパにおける法の平準化の流れにある水平化指令提案」『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年)123-154頁(査読なし)

26・寺川永「(翻訳)インゲボルク・シュヴェンツァー著：不可抗力とハードシップにおける免責—CISG, PICC, PECL, DCFR」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)549-571頁(査読なし)

27・若林三奈「共通参照枠草案における『損害』要件の概観」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)449-486頁(査読なし)

28・若林三奈「(翻訳)ラインハルト・ツインマーマン著：私法学のヨーロッパ化」『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』(日本評論社、2011年)43-67頁(査読なし)

- 29・若林三奈「(翻訳) ウルリッヒ・マグヌス著：ヨーロッパとの関係で見るドイツ不法行為法」龍谷法学 44 卷 1 号 216-249 頁 (2011 年) (査読なし)
- 30・若林三奈「(翻訳) ヘルムート・コツィオール著：ヨーロッパにおける損害賠償法の改革Ⅱ(一)(二)」民商法雑誌144巻4=5号671-696 頁、6号697-713頁 (2011年) (査読有)
- 31・鹿野菜穂子「集团的消費者被害の救済制度と民事実体法上の問題点」現代消費者法 8 号 16-25 頁 (2010 年) (査読なし)
- 32・鹿野菜穂子「集团的消費者被害の救済制度」(韓国) 全南大学校法学研究所法学論叢 30 輯 27-62 頁 (2010 年) (査読なし)
- 33・中田邦博「契約法の国際化と日本法」ジュリスト 1414 号 32-37 頁 (2010 年) (査読なし)
- 34・中田邦博「Japanisches Verbrauchervertragsrecht - Einfluss des europäischen Privatrechts und aktuelle Reformvorschläge」Zeitschrift fuer japanisches Recht 30 号 211-224 頁 (2010 年) (査読なし)
- 35・若林三奈「共通準拠草案における『損害』要件の概観—ドイツ法圏におけるヨーロッパ不法行為法原則をめぐる議論状況」龍谷法学 43 卷 2 号 294-338 頁 (2010 年) (査読なし)

[学会発表] (計 6 件)

- 1・中田邦博「消費者法の視点から見た日本の売買法と民法改正」第二回東アジア民法学術大会 [招待講演] (中国・延辺大学新校区技楼八階学術報告庁、2012年08月18日)
- 2・中田邦博「日本における民法改正における民法総則の現代的意義」(Die gegenwärtige Bedeutung des Allgemeinen Teils beim Reformvorschlag des Minpō in Japan) スウ

- エーデン・ストックホルムにおける法制史セミナー (2011 年 5 月 28 日)
- 3・中田邦博「Protection of consumer group rights in Japan」ブラジル・リオデジャネイロにおける Rio Conference : Access to Justice and Social Rights (2011 年 8 月 19 日)
- 4・中田邦博「日本における契約締結上の過失責任論と民法改正をめぐる議論」韓国・ソウルにおける韓国比較私法学会 (2011 年 8 月 24 日)
- 5・中田邦博「ヨーロッパにおける法発展の日本消費者法への影響」(Der Einfluss europarechtlicher Entwicklungen auf das japanische Verbraucherrecht) 東京・慶應義塾大学における日独 150 年記念シンポジウム „ RECHTSTRANSFER IN JAPAN UND DEUTSCHLAND “(2011 年 11 月 4 日)
- 6・鹿野菜穂子「集团的消費者被害の救済制度と民事実体法」日本消費者法学会第 3 回大会 (明治大学、2010年11月7日)

[図書] (計 3 件)

- 1・中田邦博・鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011年) 626ページ
- 2・川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡久和編『ヨーロッパ私法の展開と日本法の課題』(日本評論社、2011年) 612ページ
- 3・潮見佳男=中田邦博=松岡久和編 (中田は第 3 章、馬場は第 4 章、若林は第 7 章 II 3 を執筆) 『概説 国際物品売買条約』(法律文化社、2010年) 211ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鹿野 菜穂子 (KANO NAOKO)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：10204588

(2)研究分担者

中田 邦博 (NAKADA KUNIHIRO)
龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号：00222414

若林 三奈 (WAKABAYASHI MINA)
龍谷大学・法学部・准教授
研究者番号：00309048

馬場 圭太 (BABA KEITA)
関西大学・法学部・教授
研究者番号：20287931

寺川 永 (TERAKAWA YO)
関西大学・法学部・准教授
研究者番号：50360045

(3)連携研究者

なし (ただし、適宜、国内外の研究者にご
協力をお願いした)